

陸上無線通信委員会 報告（案）「小電力セキュリティシステム等の高度化に関する技術的条件」の
意見募集の結果及び意見に対する委員会の考え方
（平成 25 年 11 月 21 日～同年 12 月 20 日意見募集）

【意見提出 3 件】

No.	提出された意見	意見に対する考え方
1	<p>従来より、小電力無線機器は一般に機器の外形が小さく周波数に比してアンテナが小さくなるため、法的に許可されている輻射電力を有効に利用できていないと言う問題がありました。今回の改正により、輻射電力を最大限利用できるようになりますので当該無線規格を利用する商品に対して、より有効な電波の利用が図れるものと思います。</p> <p>また、併せて、空中線分離、送信時間制限、周波数の許容偏差なども実需に即した形で改正されますので、メーカーの設計の自由度が上がり、ひいてはユーザーの利便性向上につながるものと思います。</p> <p>今回の改正は周波数の有効利用につながる改正と考えます。今後もユーザー利便性の高い小電力機器のチャンネル数拡大など、周波数の有効利用の観点からの関連法令の改正を期待します。</p> <p style="text-align: right;">【パナソニック株式会社】</p>	<p>頂いた御意見は、本報告案に対する賛同意見として承ります。</p>
2	<p>テレコン装置は、「免許が不要であること」、「常に安全で見やすい位置から操縦できること」、「一人作業により作業要員が削減できること」等のメリットが認められ、鉄鋼業を中心に多数使用されるようになっていきます。また最近では、建設機械などにも使われ始め、急速に台数が増加しています。しかし、生産設備で使用されているため、停止すると経済的損失が大きくなります。クレーン等は重量物を運搬しているため、電波干渉等で急な停止を起こした場合は、荷揺れがおこり、設備の損壊や人命に影響する危険な状態となる場合があります。</p> <p>近年では無線局数の拡大に加え、1252MHz 帯が FPU と共用化することが決まり、ますます電波干渉の問題増加が懸念され、安定して使用できる無線周波数の確保が望まれているところです。本報告案によれば、1200MHz 帯において一部送信時間の制限が緩和され、テレコン装置用の無線周波数が拡大するメリットがあります。また、そのほかにも</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空中線電力と空中線の組合せの自由度が上がる ・空中線が分離できるため、最適な位置へのアンテナの取り付けが可能となる <p>ことが盛り込まれており、テレコン装置が更に使いやすくなるメリットもあります。</p> <p>よって、本報告(案)に添った形で速やかに制度整備が行われることを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【金陵電機株式会社】</p>	<p>頂いた御意見は、本報告案に対する賛同意見として承ります。</p>
3	<p>小電力セキュリティシステム/テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用は、各々年間 100 万台前後の出荷台数で、自動火災報知機、住宅用防犯装置、遠隔地点における観測値の伝送、重機等の産業機器の</p>	<p>頂いた御意見は、本報告案に対する賛同意見として承ります。</p>

遠隔制御等の非常に重要な無線システムとして大きく社会に貢献・定着している中で、それら既に運用中の無線システムを含め与干渉・被干渉等の妨害を発生させないことが技術的条件変更の絶対的要件と理解しているものです。

また、等価等方輻射電力（EIRP）を基本とした新たな仕組みに関わる法令遵守の要件についても非常に重要と考えるものです。

つきましては、その点に関し十分な確証が得られるように、現状での利用状況を前提としつつ、様々な角度からの考察や分析を踏まえての制度整備を望むものです

【アイコム株式会社】

なお、頂きました御意見は、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。